

○千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

平成元年12月5日条例第32号

改正

平成26年10月16日条例第15号

千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成し、もってひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達した日の属する年度の末日までの者又は20歳未満で千代田区規則（以下「規則」という。）で定める程度の障害の状態にある者をいう。

2 この条例において、「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童（ただし、当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。）の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) その他前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

3 この条例において「養育者」とは、次の各号のいずれかに該当する児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）者であって、父母及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親以外のものをいう。

- (1) 父母が死亡した児童
- (2) 父又は母が監護しない前項各号に掲げる児童

4 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、千

代田区（以下「区」という。）の区域内に住所を有するひとり親家庭の父若しくは母及び児童又は養育者及び養育者が養育する前条第3項各号に掲げる児童であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （１） その者の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われる者
- （２） 前号に掲げる者に準ずる者で規則で定めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者としない。

- （１） 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- （２） 規則で定める施設に入所している者
- （３） 児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者（所得の制限）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所得のあつた年の翌々年の1月1日から1年間は対象者としない。

- （１） ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前々年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びにその者の扶養親族等でない児童でその者が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき
- （２） ひとり親等の配偶者の前々年の所得又はそのひとり親等の民法（明治31年法律第9号）第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするものの前々年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき

2 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得に関しては、規則の定めるところによる。

3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

（医療証の交付）

第5条 医療費の助成を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、規則で定めるところにより、区長に申請し、助成を受ける資格を有する医療証の交付を受けなければならない。

（助成の範囲）

第6条 区は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によ

って算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。以下同じ。）のうち、当該法令の規定によって対象者及び対象者に係る国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額（以下「対象者等負担額」という。）から、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額（入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を除く。）に相当する額（同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が、同法第56条第2号に規定する高額療養費を支給される場合に相当する場合にあっては、規則で定める額）及び国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下単に「食事療養標準負担額」という。）又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額（以下単に「生活療養標準負担額」という。）の合計額（以下「一部負担金等相当額」という。）を控除した額を助成する。この場合において、一部負担金等相当額の算出に当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合にかかわらず、同項第1号に定める割合を乗じるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める者については、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、対象者等負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を除く。）を助成する。

3 前2項の助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

（助成の方法）

第7条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、病院、診療所、薬局等（以下「病院等」という。）において、医療証を提示して医療に関する給付を受けたときは、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。

2 前項の規定にかかわらず、区長が特別の理由があると認めるときは、ひとり親等に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

（一部負担金等相当額等の支払方法）

第8条 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、第6条第1項に規定する一部負担金等相当額を高齢者の医療の確保に関する法律第67条の規定の例により病院等に支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける第6条第2項に規定する規則で定める者は、同項の規定において対象者等負担額から除外した食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を、厚生労働省令の規定の例により病院等に支払うものとする。

(届出義務)

第9条 ひとり親等は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたとき、又は医療に関する給付を受ける事由が第三者の行為によるものであるときは、その旨を速やかに区長に届け出なければならない。

- 2 ひとり親等は、その家庭に属する対象者の現況について、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償請求権の譲渡)

第10条の2 ひとり親等は、その家庭に属する対象者が第三者の行為によって生じた事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、ひとり親等が第三者に対して有する当該事由に係る損害賠償請求権を区に譲渡するものとする。

- 2 ひとり親等は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

(助成費の返還等)

第11条 区長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から医療費を助成した額の全部又は一部（第2号から第4号までの各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた事由により助成した額を限度とする。）を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為（児童による当該行為を含む。）によって、医療費の助成を受けたとき。
- (2) 第9条第1項の規定に違反して、第三者の行為によることの届出を行わなかったとき。
- (3) 前条第1項の規定に違反して、損害賠償請求権を譲渡しなかったとき。
- (4) 前条第2項の規定に違反して、損害賠償請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。

- 2 医療費の助成を受ける事由が第三者の行為によって生じた場合において、ひとり親等が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、区長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第2条から第5条まで、第8条、第9条及び第11条の規定は、平成2年1月4日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第20号）

- 1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、平成13年1月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月26日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、平成13年1月1日から適用する。

附 則（平成14年9月30日条例第57号）

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、平成14年10月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月29日条例第28号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月7日条例第9号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月11日条例第4号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月16日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

○千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

平成元年12月12日規則第38号

改正

平成26年10月24日規則第37号

千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年千代田区条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(条例第2条第1項の規則で定める程度の障害の状態)

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第1のとおりとする。

(条例第2条第2項の規則で定める児童の状態)

第3条 条例第2条第2項に規定する規則で定める児童の状態は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 児童を監護しない父又は母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が次条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。
- (2) 父又は母の配偶者（次条に定める程度の障害の状態にある父又は母を除く。）に養育されているとき。

(条例第2条第2項第3号の規則で定める程度の障害の状態)

第4条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第2のとおりとする。

(条例第2条第2項第5号の規則で定める児童)

第5条 条例第2条第2項第5号に規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (2) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- (3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (5) 前号に該当するかどうか明らかでない児童

(条例第3条第1項第1号の規則で定める法令)

第6条 条例第3条第1項第1号に規定する規則で定める法令は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (6) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

(条例第3条第1項第2号の規則で定める対象者)

第7条 条例第3条第1項第2号に規定する規則で定める対象者は、健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定に基づくその者の被扶養者であつて、前条各号に掲げる法律の規定による医療に関する給付を受けることができないものとする。

(条例第3条第2項の規則で定める施設)

第8条 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、条例第6条に規定する対象者及び対象者に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設（通所により利用する施設を除き、かつ当該施設に、児童福祉法その他の法令による措置によらずに入所している者（以下「利用契約入所者」という。）がいる場合の当該利用契約者に関する限りでの当該施設を除く。）をいう。

(条例第4条第1項の規則で定める額)

第9条 条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる児童の養育者を除くひとり親等にあつては別表第3のとおりとし、次の各号に掲げる児童の養育者にあつては別表第4のとおりとする。

- (1) 条例第2条第2項第2号又は第4号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (2) 第5条第3号に該当する児童であつて、父又は母がないもの
- (3) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 第5条第4号に該当する児童（父から認知された児童を除く。）であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
- (5) 第5条第5号に該当する児童

2 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める額は、別表第5のとおりとする。

(条例第4条第1項の所得の範囲)

第10条 条例第4条第1項に規定する所得の範囲は、前々年の所得のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（都が同法第1条第2項の規定によって課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金（次条第1項において「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。）に係るものを除く。）及び条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等（父又は母に限る。）がその監護する児童の母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益（当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。次条第1項において同じ。）に係る所得とする。

(条例第4条第1項の所得の額の計算方法)

第11条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除く。）、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第6項に規定する条約適用配当等の額並びに条例第4条に規定するひとり親等（父又は母に限る。）がその監護する児童の母又は父から、当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の100分の80に相当する金額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）の合計額から8万円を控除した金額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

- (2) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者1人につき、27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）
- (3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者（父又は母を除く。）については、27万円（当該控除を受けた者（父又は母を除く。）が同条第3項に規定する寡婦である場合には、35万円）
- (4) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円
- (5) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額
(条例第4条第2項の規則で定める特例)

第12条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権、その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の12月31日までは、前々年における当該被災者の所得に関して、条例第4条第1項の規定を適用しないものとする。

(条例第5条の医療証の交付申請)

第13条 条例第5条の規定による申請は、医療証交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者、組合員、若しくは被扶養者であることを証する書類
- (2) 認定調書
- (3) 戸籍の謄本又は抄本
- (4) 世帯の全員の住民票の写し
- (5) ひとり親等及び扶養義務者等の前々年の所得の状況を証する書類
- (6) ひとり親等及び扶養義務者等の当該年度の市町村民税の課税の状況を証する書類
- (7) 養育費等に関する申告書

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給

を受けている者（以下「児童扶養手当受給者」という。）が、児童扶養手当証書を提示するときは、前項第2号から第5号まで及び第7号の書類の添付を省略することができる。

- 3 千代田区長（以下「区長」という。）は、条例第5条の規定により申請があった場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したときは医療証（第2号様式。当該対象者が第14条第1号に定める者であるときは、第2号の2様式）を交付し、同条に規定する対象者でないと決定したときは、医療証交付申請却下決定通知書（第3号様式）により通知する。

（条例第6条第1項の規則で定める額）

第13条の2 条例第6条第1項に規定する規則で定める額は、同条に規定する高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額（入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下単に「食事療養標準負担額」という。）又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額（以下単に「生活療養標準負担額」という。）を除く。）に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第14条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額とする。この場合において、同条第1項又は第2項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、令第15条第1項各号又は第2項各号に定める者の区分にかかわらず4万4,400円とし、令第14条第3項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、令第15条第3項各号に定める者の区分にかかわらず1万2,000円とする。

（条例第6条第2項の規則で定める者）

第14条 条例第6条第2項に規定する規則で定める者は、ひとり親等及び扶養義務者等で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1） 当該年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されない者又は市区町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）
- （2） 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（昭和58年厚生省令第2号）第33条第1項の規定に該当する者

（一部負担金等相当額の助成の手続）

第15条 前条第2号に規定する対象者が、条例第6条第2項に規定する助成を受けようとするときは、一部負担金減免申請書（第3号の2様式）に前条第2号に規定する者であることを明らかに

することができる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、対象者が前条第2号に規定する者であると認めるときは、対象者に対して一部負担金減免証明書（第3号の3様式）を交付し、同号に規定する者でないと認めるときは、一部負担金減免不承認通知書（第3号の4様式）により通知するものとする。

3 前項の規定により一部負担金減免証明書の交付を受けた者は、病院等に医療証を提示する際、一部負担金減免証明書を提示しなければならない。

（医療証の有効期限）

第16条 医療証の有効期限は、毎年12月31日までとし、翌年1月1日に更新する。

（医療証の返還）

第17条 医療証の交付を受けた対象者（以下「対象者」という。）は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を区長に返還しなければならない。

（医療証の再交付）

第18条 対象者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、医療証再交付申請書（第4号様式）により区長に医療証の再交付を申請することができる。

2 医療証を破り、又は汚したときの前項の申請には、その医療証を添えなければならない。

3 対象者は、医療証の再交付を受けた後において、失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を区長に返還しなければならない。

（条例第7条の助成の方法の特例）

第19条 条例第7条第2項に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- （1） 国民健康保険法又は社会保険各法により対象者に係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。
- （2） 法第84条第1項に規定する高額療養費に相当する額として、対象者が病院、診療所若しくは薬局又はその他の者に支払った額から第13条の2に定める額を控除した額を支給するとき。
- （3） 前2号に定める場合のほか、区長が特別に必要があると認めたとき。

2 条例第7条第2項に規定する方法により医療費の助成を受けようとするひとり親等は、医療助成費支給申請書（第5号様式）により区長に申請しなければならない。

3 前項の申請には、第1項の療養費又は家族療養費の支給を証する書類を添付しなければならない。ただし、区が国民健康保険法による保険者として対象者に係る療養費を支給する場合における申請については、この限りでない。

- 4 区長は第2項の規定により申請があった場合において、医療費の助成をすることに決定したときは医療費助成決定通知書（第5号の2様式）により、助成しないことを決定したときは医療費助成支給申請却下決定通知書（第5号の3様式）により対象者に通知する。
- 5 前項の規定により助成決定を受けた者は、請求書（第5号の4様式）により、区長に請求しなければならない。
- 6 区長は、前項の規定により請求があった場合には、対象者に速やかに助成しなければならない。
（条例第9条の規則で定める届出）

第20条 条例第9条第1項に規定する申請事項に変更が生じたときの届出は、申請事項変更（消滅）届（第6号様式）に医療証を添えて行わなければならない。また、医療に関する給付を受ける事由が第三者の行為によるものであるときの届出は、第三者行為による傷病届（第8号様式）により行わなければならない。

- 2 条例第9条第2項に規定する規則で定める届出は、毎年末までに、現況届（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- （1） 認定調書
- （2） ひとり親等及び扶養義務者等の前年の所得の状況を証する書類
- （3） ひとり親等及び扶養義務者等の当該年度の市町村民税の課税の状況を証する書類
- （4） 養育費等に関する申告書

- 3 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当受給者が児童扶養手当証書を提示するときは、前項第1号及び第2号の書類の添付を省略することができる。

- 4 前項に定める届出が年末までにない場合は、届け出た日以後の医療証を交付することができる。
（受給資格消滅の通知）

第21条 区長は、対象者が条例第3条第1項に規定する資格要件に該当しなくなったと認めたとき又は条例第3条第2項若しくは第4条の規定により受給資格を失ったと認めたときは、医療費助成受給資格消滅通知書（第7号様式）により当該対象者であったものに通知する。ただし、対象者が死亡した場合は、この限りでない。

（損害賠償の請求権の譲渡）

第22条 条例第10条の2第1項の規則で定める損害賠償の請求権の譲渡は、ひとり親家庭等医療費助成制度に係る債権譲渡について（様式第9号）を区長に提出することにより行わなければならない。

- 2 条例第10条の2第2項の規則で定める通知は、債権譲渡通知書（様式第10号）により行うもの

とする。

(添付書類の省略)

第23条 区長は、この規則により申請書又は変更届若しくは現況届に添付する書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、ひとり親家庭等の医療費の助成の手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第2条から第16条まで及び第18条から第21条までの規定は、平成2年1月4日から施行する。

附 則 (平成2年12月18日規則第26号)

- 1 この規則は、平成3年1月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に残存する改正前の第1号様式による用紙は、当分の間必要な修正を加えて使用することができる。

附 則 (平成3年11月20日規則第32号)

この規則は、平成4年1月1日から施行する。

附 則 (平成4年11月10日規則第44号)

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

附 則 (平成5年12月21日規則第61号)

この規則は、平成6年1月1日から施行する。

附 則 (平成6年6月27日規則第20号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東京都千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成6年4月1日から適用する。
- 2 平成6年12月以前の所得の額の計算方法は、なお従前の例による。

附 則 (平成6年12月27日規則第36号)

- 1 この規則は、平成7年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則別表第3、別表第4及び別表第5の規定は、平成7年1月以後の医療費の助成について適用し、平成6年12月以前の医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成

に関する条例施行規則第1号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成7年12月28日規則第49号）

- 1 この規則は、平成8年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則別表第3、別表第4及び別表第5の規定は、平成8年1月以後の医療費の助成について適用し、平成7年12月以前の医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成8年12月18日規則第42号）

- 1 この規則は、平成9年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則別表第3、別表第4及び別表第5の規定は、平成9年1月以後の医療費の助成について適用し、平成8年12月以前の医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成9年12月26日規則第56号）

- 1 この規則は、平成10年1月1日から施行する。
- 2 平成9年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月31日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年7月31日規則第46号）

この規則は、平成10年8月1日から施行する。

附 則（平成10年12月28日規則第58号）

- 1 この規則は、平成11年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成11年1月以後の医療費の助成について適用し、平成10年12月以前の医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成11年12月28日規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年12月28日規則第57号）

- 1 この規則は、平成12年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第11条第1項の規定は、平成12年1月以後の医療費の助成について適用し、平成11年12月以前の

医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成13年 3 月30日規則第15号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成13年 1 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規則の規定は、平成13年 1 月以後の医療費の助成について適用し、平成12年12月以前の医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成14年 1 月23日規則第 1 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成14年 1 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規則の規定は、平成14年 1 月以後の医療費の助成について適用し、平成13年12月以前の医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第 1 号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成14年 9 月30日規則第70号）

- 1 この規則中第 7 条の改正規定、第13条の次に 1 条を加える改正規定及び第19条第 1 項第 2 号の改正規定は平成14年10月 1 日から、その他の規定は平成15年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第10条、第11条、第13条及び第20条の規定並びに別表第 3、第 1 号様式、第 2 号様式及び第 2 号の 2 様式は、平成15年 1 月以後の月分の医療費の助成について適用し、平成14年12月以前の月分の医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 平成15年 1 月 1 日以後において、この規則による改正前の千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第 1 号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成15年 9 月24日規則第53号）

- 1 この規則は、平成16年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成16年 1 月以後の医療費の助成について適用し、平成15年12月以前の医療費の助成につい

ては、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第1号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成17年4月1日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第21号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成19年12月28日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年4月1日規則第28号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第8条、第11条、第13条の2（入院時生活療養費に係る部分及び高額医療費算定基準額の一部改定に係る部分に限る。）並びに第1号様式（租税条約に係る部分に限る。）、第2号様式及び第2号様式の2（各様式中生活療養費標準負担額に係る部分に限る。）の規定は、平成18年10月1日から適用する。
- 3 この規則施行の際、改正前の規則による第2号様式による医療証で現に効力を有するものは、その有効期間に限り、改正後の第2号様式による医療証とみなす。

附 則（平成22年9月30日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月30日規則第3号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年 9 月 7 日規則第42号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成24年 8 月 1 日から適用する。ただし、別表第 3 の改正規定（「別表第 3（第 9 条第 1 項関係）」を「別表第 3（第 9 条関係）」に改める部分を除く。）、第 1 号様式の改正規定（同様式（表）中「

⑨控除対象配偶者及び扶養親族の合計数（うち老人扶養親族の数	人
（申請者については、イ人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合	（イ ）人
計数、ロ定扶養親族の数）	（ロ ）人

」を「

⑨控除対象配偶者及び扶養親族の合計数（うち老人扶養親族の数	人
（申請者については、イ 老人控除対象配偶者及び老人扶養親族	（イ ）人
の合計数、ロ 特定扶養親族の数、ハ 16歳以上19歳未満の控除	（ロ ）人
対象扶養親族の数）	（ハ ）人

」に改める部分及び同様式（裏） 8 の項に係る部分に限る。）並びに第 2 号様式（1）の裏及び第 2 号の 2 様式（1）の裏の改正規定は、平成25年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の規則別表第 3 の規定は、平成25年 1 月 1 日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第 1 号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成25年12月25日規則第50号）

（施行期日等）

- 1 この規則のうち、第 1 条の規定は平成26年 1 月 3 日から、第 2 条の規定は公布の日から施行する。
- 2 第 2 条の規定による改正後の千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の

規定は、平成25年12月1日から適用する。

附 則（平成26年10月24日規則第37号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第10条及び第11条の規定は平成26年10月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の規則は、施行日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 平成27年12月31日以前の療養に係る改正後の規則第10条及び第11条第1項の規定の適用については、改正後の規則第10条中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」と、改正後の規則第11条第1項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」とする。
- 4 平成28年1月1日から同年12月31日までの療養に係る改正後の規則第10条及び第11条第1項の規定の適用については、改正後の規則第11条中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」と、改正後の規則第11条第1項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」とする。

別表第1（第2条関係）

- （1） 両眼の視力の和が0.08以下のもの
- （2） 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- （3） 平衡機能に著しい障害を有するもの

- (4) そしゃくの機能を欠くもの
 - (5) 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
 - (6) 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
 - (7) 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
 - (8) 1上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - (9) 1上肢のすべての指を欠くもの
 - (10) 1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - (11) 両下肢のすべての指を欠くもの
 - (12) 1下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - (13) 1下肢を足関節以上で欠くもの
 - (14) 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
 - (15) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 - (16) 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - (17) 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第2（第4条関係）

- (1) 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- (2) 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (4) 両上肢のすべての指を欠くもの
- (5) 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- (6) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- (7) 両下肢の足関節以上で欠くもの
- (8) 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の

介護を必要とする程度の障害を有するもの

(10) 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの

(11) 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診療を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第3（第9条関係）

次の表の左欄に定める区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	1,920,000円
1人以上	1,920,000円に、当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。）があるときは、当該特定扶養親族等1人につき150,000円をその額に加算した額）

別表第4（第9条関係）

次の表の左欄に定める区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に、扶養親族等又は児童のうち1人を除いた扶養親族等又は

	児童 1 人につき 380, 000 円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族 1 人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち 1 人を除いた老人扶養親族 1 人につき） 60, 000 円を加算した額）
--	---

別表第 5（第 9 条関係）

次の表の左欄に定める区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

扶養親族等の数	金額
0 人	2, 360, 000 円
1 人	2, 740, 000 円
2 人以上	2, 740, 000 円に、扶養親族等のうち 1 人を除いた扶養親族等 1 人につき 380, 000 円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族 1 人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち 1 人を除いた老人扶養親族 1 人につき） 60, 000 円を加算した額）

ひとり親家庭等医療費助成制度医療証交付申請書（兼現況届）

[illegible]

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
(注)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100

第1号様式（第13条・第20条関係）

（裏）

〔記入上の注意〕

- 1 ①の欄
(1) 「氏名・生年月日・住所」欄は、戸籍又は住民票に記載されているとおり記入してください。現住所と住民登録地とが違うときは、現住所を()書きで記入してください。
(2) 「生活保護、児童扶養手当、児童育成手当受給状況」欄は、該当するものを○で囲み、受給している場合には、受給開始年月日を記入してください。
- 2 ②の欄
ひとり親家庭等となった事由について、該当する記号を○で囲んでください。
- 3 ③の欄
申請者及び児童について記入してください。
- 4 ④の欄
児童に障害があるときは、氏名と障害名を記入してください。
- 5 ⑤の欄
「保険の種類」欄は、該当する番号を○で囲んでください。
「国保」は国民健康保険、「組合」は組合管掌健康保険、「政管」は政府管掌健康保険、「日雇」は日雇特別被保険者、「船員」は船員保険、「共済」は国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合、「後」は後期高齢者医療制度の略です。
- 6 ⑦の欄
事実上の婚姻関係にある配偶者も含みます。
- 7 ⑧の欄
あなたと生計を同じくしている（あなたが養育者であるときは、あなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。
- 8 ⑨の欄
地方税法に定める控除対象配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。
なお、地方税法に定める老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により()に再掲してください。
(1) 申請者については、イに老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数を、ロに特定扶養親族の数を、ハに16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。
(2) 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。
- 9 ⑩の欄
当該児童がいる場合は、児童名、児童の生年月日、続柄、住所及び同居、別居の別を提出してください。
児童とは、地方税法に定める扶養親族以外の18歳未満の児童（障害の場合は20歳未満の者）をいいます。
- 10 ⑪の欄
新規申請の場合は前々年、現況届の場合は前年の都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額及び先物取引に係る雑所得等、租税条約の実施に伴う条約利子等及び条約適用配当等の金額の合計額ですが、額の記入は必要ありません。
- 11 ⑫の欄
請求者が父又は母の場合には、その監護する児童の母又は父から対象児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取った金品等の所得の金額を記入するとともに、それぞれに「父又は母」及び「児童」に支払われた額とその金額の8割に相当する額（1円未満四捨五入）を記入し、合計欄には、A+Bの額を

記入してください。

12 ⑬の欄

⑨の欄の控除対象配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める障害者及び特別障害者である人の数を書いてください。

13 ⑭の欄

該当者が地方税法に定める障害者、特別障害者、老年人、寡婦、寡夫、寡婦の特別加算対象者又は勤労学生であるときに、該当するものを○で囲んでください。申請者が母又は父である場合には、寡婦（寡夫）控除及び寡婦控除特別加算の額は控除しません。

14 ⑮の欄

地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除等を受けているときの控除額等を記入する欄です。

15 この申請書（現況届）に添えていただく書類は、次のとおりです。

(1) 交付申請のとき

ア あなたと児童の健康保険証

イ あなたと児童の戸籍謄本又は抄本（あなたが養育者であるときは、児童の父母の戸籍又は除籍謄本若しくは抄本）

ウ 世帯全員の住民票の写し（捺印表示のあるもの）

エ 本年1月2日以後現住所に転入された方は、前住所地の市区町村長の発行した所得証明書

オ 認定調査

カ 養育費等に関する申告書

キ 児童扶養手当を受けている方は、児童扶養手当証書（児童扶養手当証書を提示できる方は、上記のウ、オ及びカまでの書類は必要ありません。）

(2) 現況届のとき

ア 本年1月2日以後現住所に転入された方は、前住所地の市区町村長の発行した所得証明書

イ 認定調査

ウ 児童扶養手当を受けている方は、児童扶養手当証書（児童扶養手当証書を提示できる方は、上記のオ及びイの書類は必要ありません。）

16 この申請書（現況届）についてわからないことがありましたら、担当の職員におたずねください。

第2号様式（第13条関係）（1）

親		医 療 証		一 部		食		
住	所	千						
氏	名							
有 効 期 間		年	月	日	から	年	月	日まで
次の受給者は、千代田区ひとり親家庭 等の医療費の助成に関する条例により医 療費の一部を千代田区が助成するもので あることを証明する。 千代田区長 印								
交付年月日	年 月 日							

(2)

受給者 番号・氏名				備 考			
負担者番号							
受給者番号							
負担者番号							
受給者番号							
負担者番号							
受給者番号							

(3)

受給者 番号・氏名				備 考			
負担者番号							
受給者番号							
負担者番号							
受給者番号							
負担者番号							
受給者番号							

(1) の 裏

御 注 意

- 1 この制度による診療をお受けになるときは、必ずこの証と被保険者証と一緒に取扱い病院等の窓口へ提出し、高齢者の医療の確保に関する法律による一部負担金相当額をお支払いください。
- 2 入院の場合は食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額をお支払いください。
- 3 高額療養費が支給される場合は、限度額適用認定証等を提示してください。
- 4 この証は、都外国民健康保険組合に加入の方は使えません。
- 5 この証は、都内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。都外の病院等では使えません。
- 6 都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診するときは、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書等を添付して、下記の窓口へ医療費の支給を申請してください。
- 7 受給者の資格がなくなつたときや、有効期間を経過したときは、この証を下記の窓口にお返しください。
- 8 氏名、住所、加入医療保険などに変更があつたときは、下記の窓口へこの証を添えて届け出てください。
- 9 この証を破つたり、汚したり、又は失つたりしたときは、下記の窓口で再交付を受けてください。
- 10 偽り、その他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならぬことがあります。
- 11 この証を第三者行為（交通事故等）が原因で使用したときは、下記の窓口へその旨を届け出てください。

問い合わせ先
千代田区 部 課 係
電話

第2号の2様式 (第13条関係) (1)

(親) 医 療 証 (食)	
住 所	〒
氏 名	
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
次の受給者は、 千代田区ひと り親家庭等の医療費の助成に関する条例 により医療費の一部を千代田区が助成す るものであることを証明する。 千代田区長 印	
交付年月日	年 月 日

(2)

受給者 番号・氏名	備 考
負担者番号	
受給者番号	
負担者番号	
受給者番号	
負担者番号	
受給者番号	

(3)

受給者 番号・氏名	備 考
負担者番号	
受給者番号	
負担者番号	
受給者番号	
負担者番号	
受給者番号	

(1) の 裏

御 注 意

- 1 この制度による診療をお受けになるときは、必ずこの証と被保険者証と一緒に取扱い病院等の窓口へ提出してください。
- 2 入院の場合は食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額をお支払いください。
- 3 高額療養費が支給される場合は、限度額適用認定証等を提示してください。
- 4 この証は、都外国民健康保険組合に加入の方には使えません。
- 5 この証は、都内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使い下さい。都外の病院等では使えません。
- 6 都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診するときは、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書等を添付して、下記の窓口へ医療費の支給を申請してください。
- 7 受給者の資格がなくなつたときや、有効期間を経過したときは、この証を下記の窓口にお返し下さい。
- 8 氏名、住所、加入医療保険などに変更があつたときは、下記の窓口へこの証を添えて届け出て下さい。
- 9 この証を破つたり、汚したり、又は失つたりしたときは、下記の窓口で再交付を受けてください。
- 10 偽り、その他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならぬことがあります。
- 11 この証を第三者行為（交通事故等）が原因で使用したときは、下記の窓口へその旨を届け出てください。

問い合わせ先
千代田区 部 課 係
電話

第3号様式（第13条関係）

ひとり親家庭等医療費助成制度
医療証交付申請却下決定通知書

番 号
年 月 日

様

千代田区長 印

年 月 日付で申請のありました医療証の交付について審査しましたが、次の理由でひとり親家庭等医療費助成制度の対象者となりませんので通知します。

氏 名

理 由

この決定に不服があるときは、原則としてこの通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、千代田区長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてすることができません。

この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、原則としてこの通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、千代田区を被告として（訴訟において区を代表する者は千代田区長となります。）、提起することができます。ただし、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として提起することができません。（上記の異議申立てをした場合には、取消訴訟は、原則として当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、当該異議申立てに対する決定の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として提起することができません。

第3号の2様式（第15条関係） ひとり親家庭等医療費助成制度
一部負担金減免申請書

負担者番号									
受給者番号									
受給者	氏名								
	生年月日	年 月 日							
	住所								
傷病名									
発病又は負傷年月日									
申請の理由									

上記のとおり、千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第15条の規定に基づき、一部負担金の減免を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

千代田区長 殿

住所
氏名

印

※記名押印に代えて、署名することができます。

第3号の3様式（第15条関係） ひとり親家庭等医療費助成制度
一部負担金減免証明書

負担者番号							
受給者番号							
受給者	氏名						
	生年月日	年 月 日					
	住所						
減額、免除の別		減額（ 円）、免除					
有効期間		自 年 月 日					
		至 年 月 日					

上記のとおり、千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第15条の規定により、一部負担金を減免し、減免額に相当する額を助成することを証明します。

年 月 日

千代田区長

印

第3号の4様式（第15条関係） ひとり親家庭等医療費助成制度
一部負担金減免不承認通知書

年 月 日

様

千代田区長 印

年 月 日付で申請のありました千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第15条の規定に基づく一部負担金の減免について、次の理由で助成をしないことに決定しましたので通知します。

理 由

この決定に不服があるときは、原則としてこの通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、千代田区長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてすることができません。

この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、原則としてこの通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、千代田区を被告として（訴訟において区を代表する者は千代田区長となります。）、提起することができます。ただし、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として提起することができません。（上記の異議申立てをした場合には、取消訴訟は、原則として当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、当該異議申立てに対する決定の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として提起することができません。）

ひとり親家庭等医療費助成制度

医療証再交付申請書

年 月 日

千代田区長

殿

住 所

氏 名

印

下記の理由により、ひとり親家庭等医療費助成制度の医療証の再交付を申請します。

医療証番号

負担者番号								
受給者番号								

医療証交付年月日

年 月 日

申請理由

- 1 なくした 2 破いた 3 汚した 4 その他

（具体的に書いてください）

※ 記名押印に代えて、署名することができます。

第5号様式

(第19条関係) ひとり親家庭等医療助成費支給申請書

支給決定額

*

円

負担者番号									世帯主組合員
受給者番号									被保険者氏名
保険の種類	1 国保 2 組合 3 政管 4 日雇 5 船員 6 共済 7 後				被保険者証記号番号				
保 険 者 名	符号			名称					
対 象 者 氏 名				生年月日		年		月	日生
申 請 の 種 類	1 一般 2 歯科 3 薬剤 4 看護 5 補装具 6 その他								
入 院 ・ 入 院 外 の 別	1 入院 2 入院外								
診 療 等 を 受 け た 期 間	年 月 日から 年 月 日								
医 療 費 総 額 (一部負担金等相当額)	(円) 円								
支 給 申 請 額	円								
病 院 等 の 名 前 所 在 地	名 前 所在地								
申 請 の 理 由 (詳しく書いて下さい。)									
支給額は下記の口座にお振込みください。									
振 込 先 金 融 機 関	銀行 店		1 普通	口座番号					
			2 当座	口座名義					
上記のとおり、ひとり親家庭等医療費助成制度の医療助成費の支給を申請します。 千代田区長 殿 住 所 氏 名 印									

(注意) 1 *印欄は記入しないでください。

2 番号をつけてある欄は、当該の番号を○で囲んでください。

3 区(市町村)の国民健康保険以外の保険に加入している方は、保険の医療費支給決定通知書又は領収書等を添えて申請してください。

なお、保険で付加給付のある場合は申し出てください。

4 記名押印に代えて、署名することができます。

番 号
年 月 日

ひとり親家庭等医療費助成決定通知書

様

千代田区長 印

年 月 日付で申請のありましたひとり親家庭等医療費の助成については、下記の

とおり決定したので通知します。

記

1 申請者（保護者）氏名

2 こども氏名

3 医療証番号

4 申 請 額 円

5 決 定 額 円

なお、申請額のうち助成の対象とならないものは、下記のとおりです。

この決定に不服があるときは、原則としてこの通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、千代田区長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてすることができません。

この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、原則としてこの通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、千代田区を被告として（訴訟において区を代表する者は千代田区長となります。）、提起することができます。ただし、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として提起することができません。（上記の異議申立てをした場合には、取消訴訟は、原則として当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、当該異議申立てに対する決定の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として提起することができません。）

番 号
年 月 日

ひとり親家庭等医療費助成支給申請却下決定通知書

様

千代田区長 印

年 月 日付で申請のありましたひとり親家庭等医療費の助成については、次の理由により支給の対象になりませんので通知します。

記

- 1 申請者（保護者）氏名
- 2 こども氏名
- 3 医療証番号
- 4 却下理由

この決定に不服があるときは、原則としてこの通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、千代田区長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてすることができません。

この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、原則としてこの通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、千代田区を被告として（訴訟において区を代表する者は千代田区長となります。）、提起することができます。ただし、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として提起することができません。（上記の異議申立てをした場合には、取消訴訟は、原則として当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、当該異議申立てに対する決定の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として提起することができません。）

請 求 書

金 額								
--------	--	--	--	--	--	--	--	--

ただし、ひとり親 医療費助成制度にかかる医療助成費として

上記の金額を請求いたします。請求金額につきましては、下記口座へ
お振込み下さい。

金融機関名	支店名	種 別	口 座 番 号
		普 通 当 座 貯 蓄	
口 座 名 義		フリガナ	

備考:振込口座名義人が医療証の保護者以外の場合は委任状が必要です。

年 月 日

千代田区長 殿

住 所

氏 名 印

第6号様式（第20条関係）

ひとり親家庭等医療費助成制度
申請事項変更（消滅）届

医療証番号		負担者番号							
		受給者番号							
変更の場合	新氏名 (旧氏名)		() (のため変更)						
	新住所 (旧住所)		〒 (電) ()						
	新勤務内容	職業							
		勤務先							
		勤務先住所							
	新加入医療保険	保険の種類							
		被保険者氏名		申請者との続柄					
		被保険者証 記号番号		保険者氏名		符	号	名称	
		保険者所在地	〒 (電)						
		付加給付の有無							
その他の事項									
変更年月日		年 月 日							
消滅の場合	消滅理由	1 他区（市町村）に転出 (転出先 (電)) 2 生活保護受給 3 死亡 4 ひとり親家庭でなくなった (具体的理由) 5 その他 ()							
		消滅年月日	年 月 日						
上記のとおり、ひとり親家庭等医療費助成制度の申請事項が変更 受給資格が消滅 したためので届けま									
年 月 日 千代田区長 殿 ※ 記名押印に代えて、署名することができます。									
住所 氏名 印									

ひとり親家庭等医療費助成制度

受給資格消滅通知書

番 号

年 月 日

様

千代田区長 印

次のとおり、ひとり親家庭等医療費助成制度の受給資格が、消滅しましたので通知します。

記

1 消滅者氏名

2 消滅した年月日

年 月 日

3 消滅した理由

この決定に不服があるときは、原則としてこの通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、千代田区長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてすることができません。

この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、原則としてこの通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、千代田区を被告として（訴訟において区を代表する者は千代田区長となります。）、提起することができます。ただし、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として提起することができません。（上記の異議申立てをした場合には、取消訴訟は、原則として当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、当該異議申立てに対する決定の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として提起することができません。）

第8号様式（第20条関係）

ひとり親家庭等医療費助成 第三者行為による傷病届

対象者 (被害者)	負担者番号		8	1	1	3					加入保険者名					
	受給者番号										保険者番号					
	氏 名		(年 月 日生)								被保険者名					
											被保険者記号番号					
第三者 行 為 (事故) の状況	発生日時										発生場所					
	原因及び 被害の状況															
第三者 (加害者)	住 所															
	氏 名										電話番号		()			
	交通事故の場合	自賠責保険	保 険 会社名								電話番号		()			
			所在地													
		任意保険	保 険 会社名								電話番号		()			
			所在地													

上記のとおり、第三者の行為により被害を受けたことを届け出ます。

年 月 日

千代田区長 殿

ひとり親等 { 郵便番号 電話番号 ()
住 所
氏 名 (印)

ひとり親家庭等医療費助成制度に係る債権譲渡について

年 月 日

千代田区長 殿

対象者 { 郵便番号 電話番号 ()
住 所
氏 名 (印)
(年 月 日生)

ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第 10 条の 2 第 1 項の規定により、第三者の行為に係る医療費について千代田区から助成を受けた額の限度において、私が加害者に対して有する下記損害賠償請求権を千代田区に譲渡します。

記

譲渡 する 債権	債権額		金 円			
	事 故 発生日時		事 故 発生場所			
	原 因 及 び 被害の状況					
債務者 (加害者)	住 所					
	氏 名				電話番号	()
	交通事故の場合	自賠責保険	保 険 会社名		電話番号	()
			所在地			
		任意保険	保 険 会社名		電話番号	()
			所在地			

第 10 号様式（第 22 条関係）

債権譲渡通知書		年	月	日
殿	譲渡人 住所			
	氏名			印
私が貴殿に対して有する下記の損害賠償請求権を譲渡しましたので通知します。				
				記
1	債権額	金		円
2	債権発生の原因である事実			
3	譲渡日	年	月	日
4	譲受人	千代田区		
	(住所) 千代田区九段南 1－2－1			

- 備考 1 必ず郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 48 条第 1 項の規定による内容の証明を受けてください。
- 2 1 行 26 字以内、1 枚 20 行以内で作成してください。

○千代田区ひとり親家庭等の医療費助成要綱

平成15年 9 月 24 日 15 千保子子発第450号

千代田区ひとり親家庭等の医療費助成要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年千代田区条例第32号。以下「条例」という。）及び千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（平成元年千代田区規則第38号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成の特例)

第 2 条 規則第19条第 1 項第 3 号に規定する、特別に必要があると認めたときとは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 契約医療機関等以外の医療機関等において、医療に関する給付を受けたとき。
- (2) 条例第 5 条の医療証を提示しないで医療に関する給付を受けたとき。
- (3) 東京都以外に所在する国民健康保険組合に加入しているとき。
- (4) ひとり親家庭の父又は母の監護する児童が、母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けた場合において、当該費用を規則第10条に規定する養育費とみなして規則第11条の規定により計算した所得の額が、規則別表第 3 に定める額以上であるとき。

(医療証への表示)

第 3 条 対象者（条例第 3 条第 1 項に規定する対象者をいう。）が前条第 3 号又は第 4 号の規定に該当するときは、当該対象者に医療証を交付する際、償還払による旨を表示するものとする。

(助成の方法)

第 4 条 第 2 条各号の規定に該当する場合における医療費の助成手続は、規則第19条第 2 項及び第 3 項に定めるところによる。

(委任)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年 1 月 1 日から施行する。